

ジョージアにおける グリーン経済

目次

-
1. グリーン経済に関する規定
 2. 外国投資に関する規定
 3. ジョージアにおける国家調達の仕事
 4. ジョージアの投資機会

1. グリーン経済に関する規定

はじめに

2013年にジョージアはEUとの連合協定に署名し、経済改革の促進(277条)と持続可能なグリーン経済の発展を目指すことを合意した(301条)

ジョージアの環境に関する規定と経済政策は、そのほとんどがEUとの連合協定に基づくものだが、まだ発展段階にある。ジョージアのグリーン経済に関する法令や政策の主な利害関係者は以下の通り:

- ・ 議会: 主要な立法機関。法律の制定を通じて主な政策を導入。
- ・ 経済省: 建設、輸送、貿易、国有財産、通信、技術革新、起業、投資政策、エネルギー政策、中小企業戦略を管轄。
- ・ 環境省: 国家エネルギー効率行動計画、住宅のエネルギー効率を管轄。

その他、農業省、地域発展・インフラ省、教育科学省および地方政府も関与する。本ガイドでは廃棄物処理、持続可能な(環境に優しい)輸送、および再生可能エネルギーに関連する規制(草案を含む)の概略を説明している。さらに国家調達の仕組みと、ジョージアにおけるグリーン経済とインフラストラクチャーに関して、公開されている投資プロジェクトに関する情報も紹介している。

廃棄物処理

ジョージアにおける廃棄物処理に関する規定の概要

ジョージアは、廃棄物処理に関して2つの国際条約を締結している。有害廃棄物の国境を越える移動とその処分を規定したバーゼル条約(1999年に発効)と残留性有機汚染物質に関して規定したストックホルム条約(2007年に発効)である。さらにジョージアは2013年に水銀に関する水俣条約にも署名したが、この条約はまだジョージア国内で批准されていない。

廃棄物処理の問題は、2014年12月に採択、2015年1月に施行された廃棄物処理法により規定されている。

廃棄物処理法は、廃棄物の防止、再利用、廃棄物の安全な処理(二次原料のリサイクル、廃棄物からのエネルギー回収、廃棄物の安全な廃棄などを含む)を推進する法律である。

環境省は廃棄物処理のための統一された国家方針の策定と実行、廃棄物の記録と廃棄物のデータベース管理、国家廃棄物管理戦略と戦略の策定、廃棄物処理関連活動に関する環境決定の発行などの廃棄物処理の問題を管轄する。

廃棄物処理に関連する他の省庁の主な役割は以下の通り:

- ・ 財務省は廃棄物の国境移動を規制
- ・ 厚生労働省は医療廃棄物処理を監督
 - ・ 経済省は有害廃棄物の手段に関する許認可を管轄

・インフラ省は、危険性のない廃棄物埋立地や移送ステーションなどの建設、管理、閉鎖を管轄

廃棄物処理法により規定されている廃棄物処理の主な過程は以下のとおり：

ステップ 1: 廃棄物の収集

ステップ 2: 廃棄物貯蔵施設・廃棄物処理施設への廃棄物の輸送

ステップ 3: 廃棄物の処理(回収、埋め立てなど)

廃棄物の収集、輸送、および/または処理を行う者は、(1)環境決定書を取得しているか(2)環境省の特別登録簿に登録されている必要がある。有害廃棄物を輸送する場合、輸送業者は、経済省から有害廃棄物を輸送するための許認可を取得する必要がある。また、次の廃棄物処理活動は登録が要請される：

- a) 廃棄物の収集・輸送
- b) 50 トンを超える非有害廃棄物を一時的に保管する施設の建設と運営
- c) 非有害廃棄物の前工程処理
- d) 2 から 10 トンの有害廃棄物を一時的に保管する施設の建設と運営
- e) 廃棄物移送ステーションの建設と運営

廃棄物処理活動が環境アセスメント規範に規定される要件に該当する場合、環境決定書取得の対象となる場合がある。上記の活動は、民間企業または国営企業または地方自治体企業によって実施することができる。

廃棄物処理法は(1)200 トン以上の非有害廃棄物、または(2)1000 トン以上の不活性廃棄物、または(3)いかなる量の危険廃棄物、を毎年排出する個人または法人に対して以下の事項を要請している：

- ・ 廃棄物処理計画を作成し、承認のために監督省庁に提出すること。当該計画は 3 年ごとに 1 度更新される必要あり。
- ・ 廃棄物処理計画を作成し、当該計画の監督・実行をする環境管理者の任命

これに加え、年間 2 トンを超える有害廃棄物を排出する個人または法人は、有害廃棄物の分離および収集システムを導入する必要がある。

ジョージアの税法では、人口密集地域の地方自治体に対する清掃、廃棄物処理サービスにかかる VAT は非課税対象となる。また、鉄・非鉄スクラップおよび廃棄金属の供給にかかる VAT は受取人が特定できる場合、VAT の免税取引となる。

廃棄物処理戦略

廃棄物処理戦略は、ジョージアと EU の間で締結された連合協定に規定の廃棄物処理法と指令に基づき策定された。当該戦略は、すべての種類の廃棄物(放射性廃棄物および期限切れの残留性有機汚染物質 (POP) を除く)の処理に関する方針を示している。

当該戦略は 2016-2030 年の 15 年間を対象期間としている。当該戦略の目標設定は 5 年に 1 回監督省庁が策定する実行計画書に規定される。監督省庁は、3 年ごとに計画の実行状況に関し、ジョージア政府に報告書を提出しなければならない。最初の実行計画書は、2016~2020 年の期間を対象としている。当該報告書はまだ公開されていない。

各地方自治体は、管轄地域内で発生する都市廃棄物処理のための5か年計画(「地方自治体行動計画」)を採択する。一般的には、廃棄物の処理は自治体の責任となるが、廃棄物の排出者は、一般廃棄物収集サービスを使用せずに廃棄物の収集と処理を許可された者に一任する。

廃棄物処理戦略および行動計画に基づき、取り組むべき課題と目標は以下の通り:

廃棄物処理計画

前述の通り、地方自治体および特定の民間企業は、廃棄物処理のための行動計画を策定し、環境管理者を任命する義務がある。2019年2月1日から、すべての地方自治体は廃棄物の分別収集システムを導入しなければならず、廃棄物は、紙と厚紙、ガラス、プラスチック、金属の廃棄物に分別される。すでにいくつかの都市では当該システムが試験的に導入されている。この法律では有害廃棄物処理に関する要件も規定されているが、ジョージアはこの分野においてまだ発展段階にあり、有害廃棄物処理のための処理システムが導入されていない。たとえば、廃棄物処理法では、廃棄物収集容器外で有害廃棄物の廃棄、有害廃棄物の環境決定を有する廃棄物焼却プラント以外で有害廃棄物の焼却は厳しく禁止されている。禁止されているにもかかわらず、ジョージアには(1)路上に危険廃棄物用の特別な収集容器は設置されておらず(2)危険廃棄物用の個別埋め立て地も存在しない。

廃棄物の収集と輸送

廃棄物の収集と輸送は、廃棄物処理法に基づき登録されており、また環境決定書を有している認定輸送業者により実施される必要がある。廃棄物処理法では、廃棄物の収集と輸送は、民間企業だけでなく、国営企業および地方自治体企業でも実施できると規定されている。現時点では、一般廃棄物の収集と輸送は地方自治体の責任であり、廃棄物収集サービスのほとんどが政府/地方自治体の保有する公共事業者により実施されている。廃棄物処理戦略によれば、将来はこの分野で官民パートナーシップの方針を策定し、民間企業が廃棄物収集および輸送サービスに関与することが奨励されると考えられる。

埋め立て

廃棄物処理法では、埋立地は次のとおり分類されている:

- a) 有害廃棄物の埋め立て地
- b) 非有害廃棄物(都市廃棄物を含む)の埋め立て地
- c) 不活性廃棄物の埋め立て地

合計で約60の埋立地がジョージアで公式に登録されており、そのほとんどは「国家固形廃棄物管理会社」によって管理されている(トビリシとバトゥミを除き、都市廃棄物の管理は地方自治体の責任となっている)。「国家固形廃棄物管理会社」は、古い埋め立て地を改良し、新しい埋め立て地の整備のために積極的な対策を講じている。同社は2013年から2017年にかけて30の都市埋め立て地を修復し、21の埋め立て地を閉鎖した。

過去3年間に同社は特殊機械サービス、建設工事および土木工事、石油・石炭・エンジニアリングサービス、掘削機および左官機械およびそれらの(関連)部品に関する事業、掘削機およびスクラップ機械およびそれらの(関連)部品に関する事業、一般および特殊機械サービス、車両および

関連機器の修理とメンテナンス事業、エコロジー分野のサービス、輸送機器関連事業などの事業の入札を実施した。

同社によれば、ジョージアの廃棄物処理方法はまだ埋め立てが中心となっている。しかし、2025年までに過去10年間にできた埋立地を、転送施設と接続している新たな埋め立て地に置き換えることを目指している。これにより多くの埋立て処分場は閉鎖されるが、一部は転送施設に変換される。ジョージアには有害で不活性な廃棄物埋立地はなく、特定の廃棄物用の保管施設持っている施設はごく少数である。廃棄物戦略によれば、埋め立て廃棄物を削減するためには(1)生分解性廃棄物削減戦略の開発と導入、(2)廃棄物リサイクルおよびエネルギー回収に関連する技術を導入する必要がある考えられている。

予防、再利用、リサイクルおよび回収

ジョージアでは、廃棄物の予防、再利用、リサイクルおよび回収実務はまだ発展途上の状態にある。経済的合理性に欠けるため、廃棄物の再利用はガラスや瓶などに限定されている。リサイクル施設のほとんどは、廃棄物処理法で規定されている範囲内の作業のみ実施できる。ほとんどのリサイクル施設は、紙、ガラス、プラスチックなどの再利用のために設計されている。ジョージアにはエネルギー回収型の廃棄物処理施設はまだ存在しない。

廃棄物の予防、再利用、リサイクルおよび回収は、今後数年間に達成すべき重要な課題となっている。廃棄物戦略によれば、この目的達成ためには官民パートナーシップの確立が重要であるとされている。

前述のように、2019年2月1日から、すべての地方自治体は、紙、ガラス、プラスチック、金属の廃棄物について、個別の廃棄物収集システムを導入する義務がある。予定される法改正は、多くの労力を必要としない再利用、リサイクル実務の発展に寄与すると考えられる。廃棄物戦略によれば、回収が困難な廃棄物に関し、焼却および共焼の方法を開発することが不可欠であり、このためには2025年までにエネルギー回収型の廃棄物処理施設を設置することが重要となるであろう。

廃棄物処理に関する今後の法制度

公開情報によると、監督省庁は特定の廃棄物に関する義務と技術的要件を定義する法律の草案を策定している。

- a) 容器包装
- b) 廃油
- c) タイヤ
- d) 廃車済みの車両
- e) 一般電池と蓄電池
- f) 電気および電子機器

この草案はジョージア政府による採択前で、公開草案としてもまだ公表されていないが、以下の要件が定められている：

目標：一般的な回収とリサイクル、エネルギー回収、再生、または分別収集に関する量/割合の目標は2021～2030年に設定される。

以下の項目について目標設定がなされる。

- a) 容器包装: 紙、プラスチック、ガラス、金属、木材の一般的なリサイクル目標、およびプラスチック、ガラス、金属についてデポジット制度によるリサイクルの目標
- b) 廃油: 廃棄物の回収と再生の目標
- c) タイヤ: 回収、エネルギー回収、リサイクルの目標。廃車車両: 廃棄物の回収とリサイクルの目標
- d) 一般電池と蓄電池: 分別収集とリサイクルの目標
- e) 電気および電子機器: 分別収集、廃棄物回収とリサイクルの目標

廃棄物排出事業者の義務(EPR: Extended Producer Responsibility): 法案では排出事業者に以下の義務が課されている:

排出事業者の主な義務は、法案で規定された目標を達成することである。法案では排出事業者に追加の義務を定めている。例えば、稼働していない車両や電気および電子機器について、法案では廃棄物処理の技術的要件を定めている。また、包装に関しては、電池と蓄電池、ラベリングの規則などに関して、包装内の有害物質の最大量を規定している。

EPR 登録簿: 特定の廃棄物の排出事業者は 2020 年 9 月 1 日までに監督官庁に作成、管理される ERP 登録簿に登録されることが要請される。法案には、排出者の登録簿の登録に必要な情報のリスト(特定の廃棄物の前年の廃棄量など)が含まれている。

EPR 団体: 排出事業者は、必要な義務を履行するための団体を作る必要がある。この団体は、単独の排出事業者で形成される場合と、複数の排出事業者で形成される場合がある。排出事業者は、いずれかの団体のメンバーになることができる。複数の排出事業者で形成される団体に関しては、排出事業者は会費を支払う必要がある。会費の金額は排出事業者の廃棄物の量に関連付けられ、団体運営の費用を賄うことになる。さらに、複数の排出事業者で形成される団体は、排出事業者のマーケットシェアが 10% から 50% の場合、廃棄物収集システムを設置することが要請される。

EPR 団体は、それが個別に形成されようと複数の排出事業者で形成されようと、非営利法人の形態となり、監督省庁によって承認される。許可は 6 年間有効だが、監督省庁に申し立てを行うことにより延長される可能性もある。認可取得の後、EPR 団体は年間廃棄物処理計画を作成し、監督省庁に提出して承認を得る。この処理計画には詳細な廃棄物管理行動、予算、費用、社会に意識を広めるためのキャンペーンなどに関する情報を含める必要がある。

財政的保証: 排出事業者が廃棄物処理のための十分な財政的能力を確保するために、監督省庁に財政的保証をしなければならない。複数の排出事業者で形成される EPR 団体は、そのメンバーに財政的保証を実施する。財政的保証は、a) 無条件の銀行保証 b) 金融リスク保険契約。c) 国家基金 d) 銀行口座保証などにより提供される。EPR 団体がその義務を履行できない場合、監督省庁は財政保証を実行する権利を有する。

地方自治体の義務: 地方自治体は、EPR 団体と協力して分離可能な廃棄物収集システムを開発する。特に、地方自治体は、地域で廃棄物回収地点の設置と運用を実施する。

顧客の義務: 法案では、顧客は特定の廃棄物の廃棄に関して一定の制限が規定されている。顧客は、分別可能な廃棄物システムに従うか、特定の廃棄物を認可事業者(EPR 団体)、登録廃棄物回収者、廃棄物処理業者などに移送するものとしている。

販売事業者の義務: 法案では、販売事業者に対しても一定の義務を規定している。電気および電子機器を除き、特定の廃棄物となる製品の販売業者は、排出事業者が EPR 登録簿に登録され、EPR 団体のメンバーである場合にのみ、製品を市場販売することができる。容器包装と電気および

電子機器に関して、一部の販売事業者は、返品された廃棄物を一時的に保管するための場所を確保することが義務付けられている。

預託制度: ノンアルコール飲料、炭酸飲料、ビール、エネルギー飲料、ミネラルウォーターの生産者は、預託制度に加入しなければならない。容器がプラスチック、金属、ガラスで作られている場合、これらの飲料容器には預託制度が適用される。生産者は各製品の販売した価格に含まれる預託分をEPR 預託団体に支払う。預託額は 1 ユニットあたり 0.2 ラリとなっている。顧客が容器を許可された事業者に戻却した場合、預託金の金額が払い戻しがなされる。

再生可能エネルギー

ジョージアは、再生可能エネルギーを生産するには魅力的な国といえる。ジョージア全体には 2 万以上の河川があり、自由化が進み規制緩和された事業環境はも投資家によるプラント建設に適している。経済省の情報によると、ジョージアでは 75 の水力発電プラント建設が予定されているという。

ジョージアの法律では、再生可能エネルギーとは、とりわけ、バイオおよび水力、地熱、太陽、風、海（潮、波、熱を含む）のエネルギーによって生成されるすべての非化石および持続可能なエネルギーを指す。

ジョージア政府との交渉に関する主なフェーズ

ジョージアにおける電力プラント、太陽光施設の建設、運営のための主なステップは以下の通り：

- 電力プラント建設地の選定
- ジョージア政府/経済省との交渉と覚書(MOU)の署名：通常、覚書に署名する投資家はプロジェクトに関するフィージビリティスタディーの実施が要請される。覚書では、投資家の義務と責任やプロジェクトのタイムラインなどが明記される。
- フィージビリティスタディーの実施
- ジョージア政府への通知：フィージビリティスタディーの実施の後、投資家はプラント建設の意向をジョージア政府に通知する。この政府に対する通知の内容には、会社決議の内容、フィージビリティスタディーの結果、環境アセスメントなどが含まれる。
- **ジョージア政府および監督省庁の決定**：ジョージア政府と監督省庁は覚書に規定された期限内で関連文書の確認を行い、プラント建設についての決定をする。
- **電力購入保証契約の締結**：覚書で取り交わされた内容に基づき、電力事業者（Electricity Market Operator :ESCO）は覚書の内容に基づき投資企業と電力購入保証契約の締結が可能。
- **プラント建設と運営**：プラント建設と運営は覚書の内容に基づき、ジョージアの法令を遵守して上で実施される必要がある。

エネルギー分野における許認可(ライセンス)

ジョージア国家エネルギー規定委員会は以下の許認可(ライセンス)を付与する権利を有する：

- **エネルギー生成ライセンス**：個人または法人に対して電力を生成し、供給する目的で送電または配電施設に接続する権利を付与する。

- **エネルギー伝送ライセンス:**個人または法人に対して伝送ネットワークを通じて伝送サービスを提供することのできる権利を付与する。
- **エネルギー発電ライセンス:**個人または法人に対して中央・地域の発電サービスを通じてジョージアの電力システムの管理を行う権利を付与する。
- **エネルギー販売ライセンス:**個人または法人に対して電力の売買をするための権利を付与する。

電力プラントの建設許可

ジョージアの法令では建物は 5 つのクラスに分類される。Ⅱ から Ⅴ 類の建設には建設ライセンスの取得が要請される。Ⅰ 類の建設には地方自治体への通知のみが要請される。

電力プラント建設/据付は以下のように分類される。

建設	分類
太陽光およびバイオガス据付	I
水力発電プラント 50 キロワット未満	I
1 万 キロワットまでの水力発電プラント	III
10 メガワットから 50 メガワットの水力発電プラント	IV
風力発電プラント	III
地熱発電プラント	III

環境影響評価

環境影響評価(EIA)は事業による環境への影響を事前に調査することによって予測・評価する手続きである。環境影響評価は以下のプロジェクトに実施が要請される:

- 火力発電所および/または容量が 10 メガワット以上のその他の燃焼設備の建設および運用;
- 5 メガワット以上の水力発電プラントの建設と運用

環境影響評価にはスコーピング、環境評価レポートの作成、公聴会、行政機関との協議、評価結果に基づく専門家の意見の取得などが含まれます。

以下の発電事業にはスクリーニングが必要です:

- 2 メガワット以上の電力を生産するための燃焼プラント
- プラント面積が 0.5 ヘクタール超で出力が 50 メガワットを超える蒸気および温水の生産プラント
- ガス、蒸気、温水用の 5 km 以上のパイプライン
- 35 キロボルト以上の電圧および/または地下送電、110 キロボルト以上の変電所
- 100 立方メートル以上の化石燃料、液体、および/または天然ガスの地上および/または地下貯蔵の設置と運用
- 石炭・亜炭の練炭
- 放射性廃棄物の処理および/または保管
- 2 から 5 メガワットの水力発電プラントの建設と運用
- 風力・海上による発電ユニット

スクリーニングレポートに従って、上記の活動には環境影響評価も要請される可能性がある。

規制緩和

ジョージアの法律では、電力プラントは規制緩和の対象になっている。規制緩和の内容は発電事業者にタリフを設定せずに運用する権利を付与すること、または小規模電力プラントにライセンス無しで、且つ、タリフを設定せずに運用する権利を付与することである。法律では設備容量が 13 メガワットを超えない電力プラントは小規模プラントとみなされる。

また、部分的な規制緩和として、固定されたタリフの範囲内で発電事業者に運用する権利を付与すること、または小規模発電所に固定されたタリフの範囲内でライセンスなしで運用する権利を付与することを規定している。

更に、以下の条件に当てはまる電力プラントは規制緩和の対象となる。

- 2008 年 8 月 1 日以降に構築された保証のない電力プラント
- 設備容量が 40 メガワットを超えない保証のない電力プラント

上記に加え、監督省庁の決定により規制の緩和がなされる場合がある。

グリーン建設

世界銀行のビジネス環境ランキング 2020 の建設許可の取得の分野でジョージアは 21 位であった。

2019 年 5 月に建設に関する大きな法改正がなされ、ジョージアの建設業法に導入された。建設業法には、土地利用区画や個々の区画単位の詳細、建物の建築計画および空間容積、建物の配置などを定義する都市計画文書が含まれている。

さらに、建設業法は、都市を異なる機能区画と補助的区画に区分することを義務付けている。区画ごとに、建物の大きさなど異なる要件が適用される。トビリシの区画は、林業区画、農業区画、レクリエーション、居住区画、交通区画、公共事業区画、衛生区画などに区分される。それぞれの区画には、特定の緑化係数(K-3 係数)が割り当てられる。

緑化係数(K3) : 少なくとも緑化される面積を定義している。

例: トビリシの居住区画 2 の緑化係数(K3)は 0.25 で 1000 平方メートルの土地区画の緑で覆われるスペースは 250 平方メートルとなる。

トビリシの「緑の都市」計画

トビリシの自治体(市議会)は、「緑の都市」計画を含むトビリシの土地利用計画を制定した。「緑の都市」の概念的アプローチを土地利用のマスタープランに組み入れると同時に、特に重要であると判断されたコンセプトは以下の通り:

- 「川と都市」(ムクトバリ川沿いのレジャー開発を優先し、ムクトバリ川と都市の文化的つながりを強調する)
- 小さな川と河床の開閉
- 統一された緑地と庭園の開発
- 建設されていない地域と都市の制約によって建設された地域の分離
- ブラウンフィールド地域の再利用のために、レジャー、緑化機能を優先
- トビリシの中央多機能地域の開発を計画するため、レジャー、緑化機能を優先

- 多極化開発

自治体によるトビリシの開発は、上記のコンセプトと主要な規定に基づいている。

持続可能な交通手段

ジョージアは、2019 年末までにすべての車両を検査することを目的に、2018 年 1 月 1 日から車両の技術検査を義務付けた。

主な技術検査は、環境保護のための排出量の制御である。ジョージア政府の出した政府決定 510 号によると以下のガソリン車は検査をパスすることができない：

- 排出ガスの基準が自動車メーカーによって設定されたレベルを超えている場合
- CO の排出基準は、1985 年以降に生産された車両で 3.5%、1986 年以前に生産された車両では 4.5%を超えるもの
- CO の排出基準が回転数 2000 のエンジンで 0.5%またはエンジンで 0.3%を超えるもの
- ラムダ(λ)係数が 1 ± 0.03 を超えている、または自動車メーカーの要件を満たしていないもの。
- オン・ボード・ダイアグノーシス(OBD)が大きな異常示しているもの

車両の排出ガスは、自動車メーカーが指定したレベルを超えてはならない。また、この情報の入手ができない場合、または要件が標準値を満たさない場合、係数の最大値は以下の数値を超えてはならない。

- 従来のディーゼルエンジン: 2.5 m^{-1}
- ターボチャージディーゼルエンジン: 3.0 m^{-1}

また、指定された認定車両、指定された日付以降に最初に登録または使用が開始された車両の場合は 1.5 m^{-1} 、さらに、電気自動車は輸入関税が免除される。電気バス(電気ミニバスを含む)の供給および/または輸入は、VAT の免除対象取引となる。生産から 6 年を超えないの左ハンドルハイブリッド車の物品税率は 60%軽減される。

左ハンドルの電気自動車および特定の電気自動車は、物品税の免除対象となる。

一般的に、個人所得税は、従業員が私的な目的で雇用主の車を使用する場合は個人所得税の対象となるが、ハイブリッド車の場合、軽減税率が適用され、電気自動車の使用は個人所得税の免除対象となる。

2. 外国投資に関する規定

ジョージアの法律ではすべての動産、不動産または無形資産について広く定義されている。ジョージアでは、外国の投資家にはジョージア企業と同等の権利を付与している。外国の投資家には次のような権利が付与される：

- ジョージアの銀行では任意の通貨で銀行口座の開設が可能。ジョージアおよび国外の銀行から融資を受けることも可能
- ジョージアの土地(農地は例外)、持分、債券、その他の証券の取得が可能。

- ・ 投資およびその他の金融資産から得た利益を市場為替レートで換算し、制限なく本国に送金することができる(海外への資金の送金に制限はない)。

上記に加え、さらに以下のような権利が付与される:

- ・ ジョージア政府機関である「Enterprise Georgia」を通じて、あらゆるタイプの事業に必要な許認可(ライセンス)の発行を要請できる。
- ・ 「Enterprise Georgia」を通じて、資産の取得とすべての関連手続きを依頼できる。
- ・ 投資家への許認可(ライセンス)発行に関連する情報、および資産の取得とその他投資に関連する情報を要求することができる。
- ・ ジョージアの法律により、規定されている投資家に法的保護措置を享受する。

日本とジョージアの経済協力

日本とジョージアには長い間、経済協力が続いている。国家統計局によると、2019年の日本からジョージアへの直接投資は3000万ドルを超えている。また、2019年現在、日本とジョージア間で二国間投資協定も交渉中となっている。

2019年3月15日にはジョージアと日本貿易保険(NEXI)は輸出投資保険に関する覚書を締結した。この覚書は日本とジョージアの輸出取引の促進と両国企業の相手国への進出支援などを行うことを目的に締結された。優先分野は起業、観光、技術革新、エネルギーの分野とされている。

3. ジョージアにおける国家調達の仕事

概要

すべての国家調達(物品またはサービスに関係なく)について国家調達局が調達活動の調整および監視を行う。国家調達局の主なその機能は次のとおり:

- ・ 調達プロセスを規制するポリシーの策定。
- ・ 調達法の整備
- ・ 調達活動の調整と監督。
- ・ 調達活動に関して行政違反があった場合の対処

ジョージアにおける国家調達システムの概要は以下の通り:

- ・ **環境に配慮した調達:** 入札書類は電子ファイルにより提出され、入札者は印刷された書類の原本と入札書の写しを提出する必要がない。さらに、落札者と調達企業は、電子署名を使用して契約を締結することもできる。
- ・ **遠隔参加:** 入札者は遠隔で(電子申請により)、入札に参加できるため、時間とコストを大幅に削減できる。
- ・ **少額の入札参加費用:** 従来の国家調達の方法では、入札書類の提出に50ラリ(16~20ドル)の費用がかかる(総合入札の場合は5000ラリ)。

- **透明性:** インターネットを採用して入札プロセスをリアルタイムで監視し、入札書類の写しをダウンロードして、入札に関する重要な情報の取得が可能となっている。これらの手続きには費用は発生しない。
- **入札者による共謀のリスクの低減:** 入札者の身元入札開始後にのみ開示される。

入札に参加するためには、国家調達ウェブサイトに登録をする必要がある(但し、既存の入札案件に関する情報は、未登録のユーザーでも入手できる)。

入札の参加基準は、個々の調達の内容によって決定される。唯一の要件は、入札者が差別的な取り扱いをうけないことです。入札書類はジョージア語および外国語により提出できる。入札書類が外国語の場合、入札者はジョージア語の法定翻訳が要請される。

入札の種類

国家調達法では、デザインコンテスト、電子入札、統合入札の方法が認められる。

- **デザインコンテスト(CNT):** デザインサービスが対象となる場合のみ使用される。調達企業は、特定の評価基準を採用して、落札者を決定する。まず、調達企業が入札価格なしで技術文書を評価し(1 つ目の封筒)、技術文書の評価後に入札価格の確認をする(2 つ目の封筒)。
- **電子入札:** あらゆる種類の入札に採用できる。電子入札により、調達企業は最高入札者の評価のために定量的かつ客観的な基準を採用する。入札は、3 人以上で構成される委員会によって行われ、落札者が決定される。
- **リバースオークション(SPA):** 切り下げ方式の入札を意味し、金額が下方修正されていく。国家調達法に基づき、入札者は調達企業のすべての要件を満たした最低価格で入札する必要がある。
- **リバースオークションのない電子入札(NAT):** 入札のない公開手続きとなる。リバースオークションと同様に、規定されるすべての要件を満たし、最低価格を提示した者が落札者となる。システム上で入札者のランクを自動的に表示し、すべての入札者の中で最高金額を提示したの入札者を開示する。次点の入札者は、前の入札者が失格した場合にのみ開示される。
建設工事に関する入札手続き(DEP): 入札者の順位にかかわらず、調達企業が提出されたすべての提案を評価する。
- **2 段階入札(MEP):** リバースオークションのない電子入札に似ているが、入札者の順位は、入札価格だけでなく、調達企業により決められた相対的、定量的基準によっても評価する。この場合、自動ランキングシステムも使用されることに注意する必要がある。
- **統合入札:** 1 つの案件に複数の調達企業が存在する場合に採用される。ジョージア政府により総合入札実施の判断がなされるが、入札手続きは国家調達局が担当する。

年次調達計画

各当局は毎年 11 月 20 日までに翌年の年次調達計画を国家調達局に提出する。年次調達計画はウェブサイトから入手できる。

4. ジョージアの投資機会

グリーン都市としてのトビリシ

OECD 及び ICLEI(持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会:イクレイ)の資料をもとに EBRD が作成した GCAP 白書(Green City Action Plan)において、以下のように今後 10-15 年の時間軸における「グリーン都市」としてのトビリシの展望が示されている。

輸送

トビリシの空気汚染の原因の 9 割は輸送関連に起因するもので、主として以下のカテゴリーに分類される:

- ・ 車両(バス、小型バス、軽・重量車両、一般車両など)
- ・ 輸送関連インフラ(道路、地下鉄、ケーブルカー、自転車道、歩道など)
- ・ 交通管理・組織(駐車に関する規則など)
- ・ 利用者の期待値・経験

現在、ジョージアのバスの大半はディーゼル車両であるが、トビリシ市は、これらを圧縮天然ガスを用いる車両に変更している。また、小型バスについても、トビリシ市は台数を減らし、新車両の導入を推し進めている。公共交通機関に関する効率性、安全性そして快適さの向上を推進しつつ、長期的には路面電車の導入や地下鉄やケーブルカーの路線延長を行い、さらに電気自動車の普及を推し進めていく方針である。なお、ジョージアでも、電気自動車に対する人気の高まりは見えるが、市内に充電設備が十分でないため、問題解決が期待される。

建物

ジョージアにおける建物のエネルギー効率化を推進するため、国家エネルギー最適化計画が策定された。これにより、エネルギー効率化のための新基準が導入され、新築やリフォームの際に用いられる省エネラベルの使用やエネルギー管理手法(比較ベンチマーク)等の詳細が規定された。

トビリシ市によると、特に住宅セクターにおけるエネルギー効率化に重点を置くとのことで、再生可能エネルギー(特に太陽エネルギー)の使用も奨励していく方針とのことである。

エネルギー

GCAP によると、電力・ガスの代替エネルギーによる補完ポテンシャルは大きく、太陽光・太陽熱、バイオガス・バイオマス、並びに地熱等に関して、輸送、建設、その他産業セクターにおけるさらなる適用が期待されている。

水道

ジョージアでは、排水管の老朽化やメンテナンスの不備等の理由で、配水システム内においてかなりの漏水が過去に見受けられた。トビリシ市としては、都市配水システムとネットワークの改善並びに表面流失を減らし水質向上を積極的に進めていく方針である。2025 年までに污水处理場の近代化と下水処理施設の拡張が計画されている。

ごみ処理

ごみ収集と処理は、国有企業のトビルサービスグループ (Tbilservice Group) が管轄している。ごみの多くは、トビリシ市の最終処分場で処理されるが、一部は原料やエネルギー源として再利用に供されている。今後は、最終処理場で発生する埋立地ガスを発電利用する計画もある。

不動産

緑地や公園等の不足の解決は、トビリシ市の優先課題の一つである。特に市中心部における緑地不足が懸念されている。これに関して、不動産セクターにおける重要課題として以下が挙げられる。

- ・ 公園やガーデンパークの新規設置および既存緑地の改善
- ・ 市内の最適土地利用に関するコンピューターシステムの開発
- ・ 都市部および郊外における動植物の保護・保全 (特にミトヴァリ川沿いの地域において、「グリーン回廊」、即ち鳥類や動物などの巣作りに適した土手を作ることで、環境保護に貢献)
- ・ トビリシヒルズ並びにその周辺の新規植林地域の開発 (防風林、土壌侵食・地滑り・豪雨防止対策)

その他のセクター

本件に関連するその他の産業セクターとしては以下が挙げられる。

- ・ 観光・レジャー
- ・ 金融
- ・ 建設
- ・ コミュニケーション
- ・ 不動産
- ・ 娯楽
- ・ 飲食
- ・ その他

また、トビリシ市当局の関連投資計画としては、以下が挙げられる。

- ・ トビリシ中央駅等における地下駐車場の設置
- ・ ラジオシティ (ラジオ工場跡地再開発による娯楽施設等の建設)
- ・ ヴァジャ・ファヴェラ通り近くの多目的スペースの開発
- ・ トビリシテレビ塔における観光目的の施設 (飲食その他)

- ・ トビリシリゾート・テーマパーク
- ・ 2020 年開設予定の「Dighomi Chalebi」公園

コミュニケーションおよび IT

経済及び持続可能な開発担当省によると、ジョージアでは下記のプロジェクトが現在進行中である。

- ・ 欧州・アジアを結ぶ光ファイバー網の構築:ジョージアの地の利を生かして、欧州とアジアのハブの一つとして国家ポジショニングを推進していく。既に経済省は一部の外資電気通信事業者と交渉を開始している。サービスデリバリーポイントにおける多国籍人材へのアクセスやデータセンターの設立等に興味をもつ業者にとっては一考の余地がある分野といえるだろう。
- ・ 東方パートナーシップ(EaP)におけるデジタル市場の調和:EaP 加盟国と EU 加盟国間において、デジタル経済分野や国家情報通信ポリシー分野での法律面・行政面・技術面での調和的連携を深めている。

山間部の開発

2019 年から 2023 年までのジョージアの山間部開発戦略は以下の通りである。

- ・ 山間部の電力・ガス・飲料水の供給ならびに下水処理とごみ処理機能の向上
- ・ 気候変動関連の被災を最小化するための早期警鐘システムの導入
- ・ 農業関連(山間部の中小農業従事者のニーズを踏まえた投資計画)
- ・ 道路関連(山間部の道路補修と新規道路工事)
- ・ 山間部の文化遺産の補修等
- ・ ヘルスケア関連

エコローン

一部のジョージアの金融機関では「エコ・ローン」と呼ばれる貸付を行っている。これは、エネルギー効率を高め、競争力を増し、環境負荷を減らす効果のある投資を行う企業を支援する目的の融資で、例えば以下のような投資に適用可能とされる。

- ・ 製造工程関連(老朽化した機械装置の買い替えや追加購入)
- ・ リサイクル関連等
- ・ 建設関連(断熱材や二重サッシ等の使用)
- ・ 代替エネルギー関連(太陽光、バイオマスなど)
- ・ 電気関係(電気自動車やエネルギー効率の良い電灯関係)
- ・ 空調関連(環境に優しい冷暖房設備等の導入)
- ・ その他

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers Georgia., its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

【お問い合わせ】

森山進

steve.moriyama@pwc.com

糸井和光

m.itoi@pwc.com